

## 生活保護費に係る領収書の誤送付等について

中央福祉事務所において、生活保護制度利用者に支給する保護費からその一部の返還を受けた際の領収書を誤って別人に送付する事案ならびに、領収書を渡さず廃棄する事案が発生しました。

本件について、関係する方々並びに市民の皆様にご迷惑をおかけしましたことを、深くお詫び申し上げます。

### 1 発生事案

- ・領収書の誤送付 1枚
- ・領収書の誤廃棄 4枚

### 2 経過

平成30年7月2日、市民の方から、「別人の領収書が送付されてきた」とのご指摘とともに、「昨年度分の領収書が送付されていないのではないか」と問い合わせがありました。この問い合わせを受け、事実確認を行ったところ、その方に誤って別人の領収書を送付したことが判明しました。また、昨年度の領収書につきましては、当時の担当職員が領収書を誤って廃棄していたことが判明いたしました。

### 3 対応

ご指摘をいただいた方に対しましては、経緯の説明ならびにお詫びをし、誤って送付した領収書を回収するとともに、廃棄してしまった昨年度の領収書につきましては、コピーをお渡しし、領収済みであることを説明いたしました。

また、本来、領収書を受領するはずであった方に対しましては、経緯を説明し、回収した領収書を届けるとともに、お詫びをいたしました。

### 4 今後の対策（再発防止策）

事務処理に対する理解と確認が不足していたことが原因であるため、今後、通知する文書類の事務の取扱いを確認、徹底するとともに、送付に際しては十分に宛名や内容物の確認を行った上で封入、発送作業を行うことで再発防止に努めてまいります。

問合せ先  
中央第1生活支援課  
直通電話 042-769-9265  
対応責任者 萩原、岡田